

令和 7 年度

喀痰吸引等実地研修の手引き

I. 実地研修の目的・目標

【目的】

研修受講者が、実地研修指導看護師の下、適切に実地研修が実施できる。

【目標】

1. 法的根拠に基づき、実地研修が整えられていることを理解し、実地研修の準備ができる。
2. 実習協力者が「たんの吸引等」のケアの必要性について施設(事業所)介護計画を通して理解できる。
実習協力者について作成された個別介護計画及びたんの吸引等の個別手順書に基づき、安全に吸引等の実地研修を行う為の準備ができる。
3. 指導看護師の指導の下、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)及び経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)について、手順どおり安全に実施できる。
4. 実施した「たんの吸引等のケア」について記録(実施記録を含む)を作成し、報告するとともに、指導看護師から指導を受けることができる。
5. 「たんの吸引等のケア」についてヒヤリハット・アクシデント報告書を作成し、安全の為の対策が検討出来る。
6. 「たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)及び経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)」について下記の回数以上実施し、評価票すべての項目について指導者の評価結果が「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって下記の(a)(b)のいずれも満たすことができる。

1) 介護職員が修得する実地研修の研修内容(選択)

第一号研修(5 行為)

口腔内のたんの吸引	10 回以上
鼻腔内のたんの吸引	20 回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回以上
経鼻経管栄養	20 回以上

(人口呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途実地研修を行う。)

第二号研修(1～4 行為について選択)

口腔内のたんの吸引	10 回以上
鼻腔内のたんの吸引	20 回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回以上
経鼻経管栄養	20 回以上

2) 修了認定の基準

- (a) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が 70%以上であること。
- (b) 当該ケアにおいて最終 3 回のケアの実施において不成功が 1 回もないこと。

II. 実地研修実施の留意事項

1. 自施設(事業所)で上記第一号研修又は第二号研修の実施を選択すること。
2. 実地研修の開始は令和7年11月20日以降とし、終了は令和8年2月28日までとする。
※演習終了後に、受講者の保険加入手続きを行うため、保険契約開始が令和7年11月20日となり、それ以降に実習を開始すること。

III. 実地研修の準備

1) 実地研修計画の作成

令和8年2月28日までに実習を終了させるため、実地研修実習計画(実地研修・様式1)を作成すること。

- ・利用者の同意、対象の把握の時期、期間等
- ・実習体制及び実習指導体制の把握(管理者等との連携、勤務表、指導看護師の勤務表等
- ・各実地研修内容を達成するための計画等

2) 実地研修協力者の選定と同意

- ・協力者への依頼(再確認)
- ・施設(事業所)の方針(会議録等)
- ・医師の指示書類の確認

3) 実地研修協力者の状態の把握と施設(事業所)介護支援計画の把握について

- ・基本情報が直近のものであるか確認する
- ・アセスメントが適正に整理されているか確認する(介護支援専門員との連携)
- ・施設(事業所)介護サービス計画にたんの吸引等の支援が位置づけられているか確認する。
ニーズの確認
サービス(たんの吸引等の実施)の確認

4) 個別支援計画・たんの吸引等の手順について

- ・施設(事業所)の介護サービス計画に基づき作成をされているか確認する。
- ・実習協力者の「たんの吸引等」について、留意すべき点が書かれているか確認する。
- ・実習協力者の「たんの吸引等」具体的な手順が明確にされているか確認する。

5) サービス担当者会議(多職種カンファレンス)について

- ・実習協力者のカンファレンスが開催されているか確認し、参加する。
- ・カンファレンスに医師の意見が反映されているか確認する。
- ・栄養や吸引等が実習協力者の状態の改善に向けて検討され、個別支援計画に反映されているか確認する。

IV. たんの吸引等の安全な実施について

1. 決められた行為について指導看護師の指導を受けながら、決められた回数以上実施し、基準を達成するまで研修を行うこと。
 - 1) テキストについて、再度学習すること。
 - 2) 標準手順書を確認し、理解すること。
 - 口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とすること。
 - 胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、介護職員等を指導する指導看護師が行うこと。
2. 実習協力者の状態を常に把握し尊厳を持って、実習協力者及び家族とのコミュニケーションを図ること。
3. 「たんの吸引等」の実習にあたって、実習前中は、個別介護計画に基づき利用者の状態を確認すること。
4. 指導看護師等と連携を密にし、常に報告・連絡・相談を行うこと。
5. 「たんの吸引等」の実習時、手順どおりに実施できなかったことや利用者状態に変化があった場合には、必ずヒヤリハット・アクシデント報告書により報告すること。また、報告書に基づき、安全委員会がどのように実施され、どのように処理がされているか把握すること。
6. インフルエンザ等の感染予防に留意し、常に標準予防策・経路別予防策を実施すること。
7. 「たんの吸引等」の実習にあたって、実習協力者の状態に変化があった場合の連絡体制・方法を把握すること。

V. 実地研修の修了について

1. 評価票の全ての項目についての指導看護師の評価結果が、「実地研修評価基準」の手順通りに実施できていると認めた場合に、演習を修了する事ができる。
2. 修了認定の基準とは、下記のいずれも達成することである。
 - (a) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。
 - (b) 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。
3. 実地研修修了後、令和7年3月9日(月)までに、以下の必要書類を添付の上、下記の提出先に郵送にて送付すること。(詳しくは、実地研修後 提出書類一覧をご確認ください)
 - ・(実地研修・様式6-2)指導者評価票 ※行為毎にあり、回数分コピーが必要です。
 - ・(実地研修・様式6-3)実地研修総合評価票 ※第一号研修と第二号研修では用紙が異なります。
 - ・(実地研修・様式8)ヒヤリハット、アクシデント報告書(該当する場合のみ提出)
 - ・(実地研修・様式10)喀痰吸引等報告書
 - ・(実地研修・様式11)喀痰吸引等研修 実地研修終了報告書

【提出先】 〒649-1533 和歌山県日高郡印南町山口 150-1

特別養護老人ホーム カルフール・ド・ルポ印南 喀痰吸引等研修担当者宛て